

自立訓練(機能訓練・生活訓練)

**千葉リハビリテーションセンター 障害者支援施設更生園
篠原 正倫**

【令和6年7月1日時点】
千葉県内 78事業所

自立訓練（生活訓練）

○ 対象者

地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定期間の訓練が必要な障害者（具体的には次のような例）

- ① 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上等を目的とした訓練が必要な者
- ② 特別支援学校を卒業した者、継続した通院により症状が安定している者等であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などを目的とした訓練が必要な者 等

○ サービス内容

- 入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を実施
- 事業所に通う以外に、居宅を訪問し、日常生活動作能力の維持及び向上を目的とした訓練等を実施
- 標準利用期間（24ヶ月、長期入院者等の場合は36ヶ月）内で、自立した日常生活又は社会生活を営めるよう支援を実施

○ 主な人員配置

- サービス管理責任者 60:1以上
(1人は常勤)
- 生活支援員 6:1以上(1人は常勤)

○ 報酬単価(令和6年4月～)

■ 基本報酬			
通所による訓練		訪問による訓練	
利用定員20人以下	776単位	所要時間1時間未満の場合	265単位
“ 21～40人	693単位	所要時間1時間以上の場合	606単位
“ 41～60人	659単位	視覚障害者に対する専門的訓練の場合	779単位
利用定員61～80人	633単位		
“ 81人以上	595単位		
■ 主な加算			
個別計画訓練支援加算		就労移行支援体制加算	
社会福祉士・精神保健福祉士・公認心理師等が作成した個別訓練実施計画に基づいて、障害特性や生活環境等に応じた訓練を行った場合 19単位		自立訓練を受けた後に就労し、6月以上就労継続している者がいる場合、定員規模に応じた所定単位数に6月以上就労継続している者の数を乗じて得た単位数を加算(前年度実績に応じて1年間加算)	
※現行の要件に加えてSIMを活用して評価を実施等した場合		利用定員20人以下	54単位
個別計画訓練加算(Ⅰ)47単位		“ 21～40人	24単位
		“ 41～60人	13単位
		利用定員61～80人	9単位
		“ 81人以上	7単位

○ 事業所数 1,310(国保連令和4年12月実績)

○ 利用者数 14,155(国保連令和4年12月実績)

自立訓練(生活訓練)のプログラムの様子



自立訓練(生活訓練)の対象や目的

入所施設を退所、病院を退院して地域生活に移行する方や地域生活をしている方等に対して、生活能力の維持、向上等(生活の質を高め、自分自身の能力や長所を引き出す)を目的として、訓練を行います。また、日常生活等に関する相談及び助言等の支援を行います。

日常生活における課題を認識し、具体的で適切な目標や目的を達成できるように支援いたします。

- 1)個別支援計画の作成
 - 2)食事や家事等の日常生活能力を向上する訓練
 - 3)日常生活上の相談
 - 4)関係サービス機関との連絡調整
 - 5)各種プログラムの提供
- ☆個別やグループでのプログラムを行います
- ☆通所型・訪問型の訓練を提供できます



どのような訓練プログラムがあるのか

仲間と？
個別に？

健康管理



心理教育



病気と薬のプログラム

IADL訓練



社会生活技能
訓練(SST)



金銭管理



生活講座

対人関係

社会資源活用術



レクリエーション



趣味・体力作り



自炊講座

社会参加

入院・入所と地域生活をつなぐサービス

入所・入院生活

地域生活への移行

地域生活

2年間の有期限の訓練



《入所施設、精神科病院》

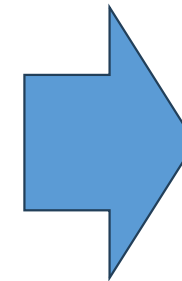


《自立訓練(生活訓練)》



《アパートなど》

リスタートするための環境整備・家族が本人に求めるもの
病院のリズムから自宅のリズム・本人や家族の病気の理解
住まい探し・単身生活するための生活スキル・生活リズム
本人にあったGH探し・GHで生活するための生活スキル
集団で生活する事への不安の解消



自宅
アパート
グループホーム

生活訓練を利用されている方は、知的障害・精神障害の方が多く、高次脳機能障害の方も利用されています。
障害種別により、利用が制限されているわけではありません。

【令和6年7月1日時点】
千葉県内 10事業所

自立訓練（機能訓練）

○ 対象者

地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定期間の訓練が必要な障害者（具体的には次のような例）

- ① 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などを目的とした訓練が必要な者
- ② 特別支援学校を卒業した者であって、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などを目的とした訓練が必要な者 等

○ サービス内容

- 理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を実施
- 事業所に通う以外に、居宅を訪問し、運動機能や日常生活動作能力の維持・向上を目的とした訓練等を実施
- 標準利用期間（18ヶ月、頸髄損傷による四肢麻痺等の場合は36ヶ月）内で、自立した日常生活又は社会生活を営めるよう支援を実施

○ 主な人員配置

- サービス管理責任者 60:1以上（1人は常勤）
- 看護職員（1人以上（1人は常勤））
- 理学療法士又は作業療法士（1人以上）
- 生活支援員（1人以上（1人は常勤））

} 6:1以上

○ 報酬単価（令和6年4月～）

■ 基本報酬

通所による訓練

利用定員20人以下	819単位	利用定員61～80人	667単位
“ 21～40人	732単位	“ 81人以上	629単位
“ 41～60人	695単位		

訪問による訓練

所要時間1時間未満の場合	265単位
所要時間1時間以上の場合	606単位
視覚障害者に対する専門的訓練の場合	779単位

■ 主な加算

リハビリテーション加算

（Ⅰ）頸髄損傷による四肢麻痺等の状態にある障害者に対し、個別のリハビリテーションを行った場合
※現行の要件に加えてSIMを活用して評価を実施等した場合 48単位
（Ⅱ）その他の障害者に対し、個別のリハビリテーションを行った場合 20単位

就労移行支援体制加算

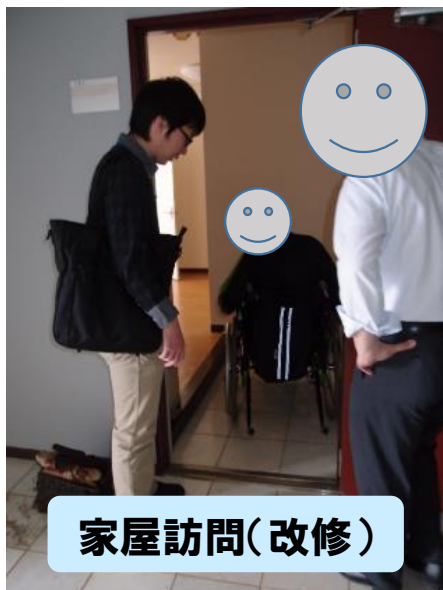
自立訓練を受けた後に就労し、6月以上就労継続している者がいる場合、定員規模に応じた所定単位数に6月以上就労継続している者の数を乗じて得た単位数を加算（前年度実績に応じて1年間加算）

利用定員20人以下	57単位	利用定員61～80人	10単位
“ 21～40人	25単位	“ 81人以上	7単位
“ 41～60人	14単位		

○ 事業所数 189（国保連令和4年12月実績）

○ 利用者数 2,177（国保連令和4年12月実績）

自立訓練(機能訓練)のプログラムの様子



自立訓練(機能訓練)事業について

主に身体に障害のある方で、病院でのリハビリテーションが終了した方や特別支援学校を卒業した方、また地域で生活していたけれど課題があり、地域生活の継続が困難になった方に対して、社会生活力の向上が図れるよう社会リハビリテーションを提供します。

- 例えば…
- ・リハビリで屋内歩行可能になったが、単独での外出や電車に乗るのが難しい
 - ・病院を退院してから自宅で留守番をしたり、一人で暮らすことに不安がある
 - ・学校を卒業して、大人の中で一緒に仕事をするのに不安がある
 - ・地域で暮らしていたが、今までできていたことができなくなってしまった方



～主なプログラム～
理学療法・作業療法・リハビリスポーツ
パソコン・受注作業・グループワーク
社会生活力・音楽・書道・美術



障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
施行規則等の一部を改正する省令

改正後

「障害の種別を問わなくなった」ということです

第六条の七（略）

一 自立訓練（機能訓練） 障害者支援施設若しくはサービス事業所又は障害者の居宅において行う理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援

二 自立訓練（生活訓練） 障害者支援施設若しくはサービス事業所又は障害者の居宅において行う入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援

改正前

第六条の七（略）

一 自立訓練（機能訓練） 身体障害者（障害児を除く。）又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一条で定める疾病による障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であつて十八歳以上であるものにつき、障害者支援施設若しくはサービス事業所又は当該身体障害者等の居宅において行う理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援

二 自立訓練（生活訓練） 知的障害者（障害児を除く。）又は

は精神障害者（障害児を除く。）につき、障害者支援施設若しくはサービス事業所又は当該知的障害者若しくは精神障害者の居宅において行う入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援

施設入所支援

【令和6年7月1日時点】
千葉県内 86事業所

○ 対象者

- 夜間において、介護が必要な者、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められるもの又は通所が困難である自立訓練又は就労移行支援等の利用者
 - ① 生活介護利用者のうち、区分4以上の者(50歳以上の場合は、区分3以上)
 - ② 自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援B型の利用者のうち、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる者又は通所によって訓練を受けることが困難な者
 - ③ 特定旧法指定施設に入所していた者であって継続して入所している者又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により通所によって介護等を受けることが困難な者のうち、①又は②に該当しない者若しくは就労継続支援A型を利用する者

○ サービス内容

- 夜間における入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を実施
- 生活介護の利用者は、利用期間の制限なし
自立訓練及び就労移行支援の利用者は、当該サービスの利用期間に限定

○ 主な人員配置

- サービス管理責任者
- 休日等の職員配置
→ 利用者の状況に応じ、必要な支援を行うための勤務体制を確保
- 生活支援員 利用者数60人以下の場合、1人以上

○ 報酬単価(令和6年4月～)

■ 基本報酬

基本単位数は、事業者ごとに利用者の①利用定員の合計数及び②障害支援区分に応じ所定単位数を算定

■ 定員40人以下の場合	(区分6)	(区分5)	(区分4)	(区分3)	(区分2以下)※未判定の者を含む
	463単位	392単位	316単位	239単位	174単位

■ 主な加算

重度障害者支援加算

- (Ⅰ) 特別な医療を受けている利用者[28単位]
→ 区分6であって、次に該当する者が2人以上の場合は更に22単位
 - ① 気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理が必要な者
 - ② 重症心身障害者
- (Ⅱ) 強度行動障害者に対する支援
→ (一) 体制を整えた場合[7単位]
(二) 夜間支援を行った場合[180単位]

夜勤職員配置体制加算

- 夜勤職員の勤務体制を手厚くしている場合
 - ・ 利用定員が21人以上40人以下の場合[60単位]
 - ・ 利用定員が41人以上60人以下の場合[48単位]
 - ・ 利用定員が61人以上の場合[39単位]

○ 事業所数

2,560 (国保連令和 4年 12月実績)

○ 利用者数

124,463 (国保連令和 4年 12月実績)

更生園の生活環境(施設入所支援)



自立訓練(機能訓練・生活訓練)は、入所施設を利用しながら、訓練を受けることができる。
(利用できる施設入所支援がある場合)
「自立訓練、就労移行支援又は就労継続B型の利用者のうち、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる者又は通所によって訓練を受けることが困難な者」
については区分なしでも利用できる。

〔宿泊型自立訓練〕

【令和6年7月1日時点】
千葉県内 6事業所

○ 対象者

自立訓練(生活訓練)の対象者のうち、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している者であって、地域生活への移行に向けて、一定期間、宿泊によって帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練が必要な者（具体的には次のような例）

- ① 特別支援学校を卒業した者であって、ひとり暮らしを目指して、更なる生活能力の向上を図ろうとしている者
- ② 精神科病院を退院後、地域での日中活動が継続的に利用可能となった者であって、更なる生活能力の向上を図ろうとしている者

○ サービス内容

- 居室等の設備を提供し、家事等の日常生活能力を向上させるための訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を実施
- 必要に応じて、日中活動サービスの利用とあわせて支援
- 標準利用期間(24ヶ月、長期入院者等の場合は36ヶ月)内で、自立した日常生活又は社会生活を営めるよう支援を実施(1年ごとに利用継続の必要性について確認し、支給決定の更新も可能)

○ 主な人員配置

- サービス管理責任者 60:1以上(1人は常勤)
- 生活支援員 10:1以上(1人は常勤)
- 地域移行支援員 1人以上

○ 報酬単価(令和6年4月～)

■ 基本報酬

標準利用期間中の場合 281単位、 標準利用期間を超える場合 170単位

■ 主な加算

夜間支援等体制加算(Ⅰ)・(Ⅱ)・(Ⅲ)

- (Ⅰ)夜勤を配置し、利用者に対して夜間に介護等を行うための体制等を確保する場合 448単位～46単位
- (Ⅱ)宿直を配置し、利用者に対して夜間に居室の巡回や緊急時の支援等を行うための体制を確保する場合 149単位～15単位
- (Ⅲ)夜間を通じて、利用者の緊急事態等に対応するための常時の連絡体制又は防災体制を確保する場合 10単位

精神障害者地域移行特別加算

精神科病院等に1年以上入院していた精神障害者に対して、地域で生活するために必要な相談援助等を社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等が実施した場合 300単位

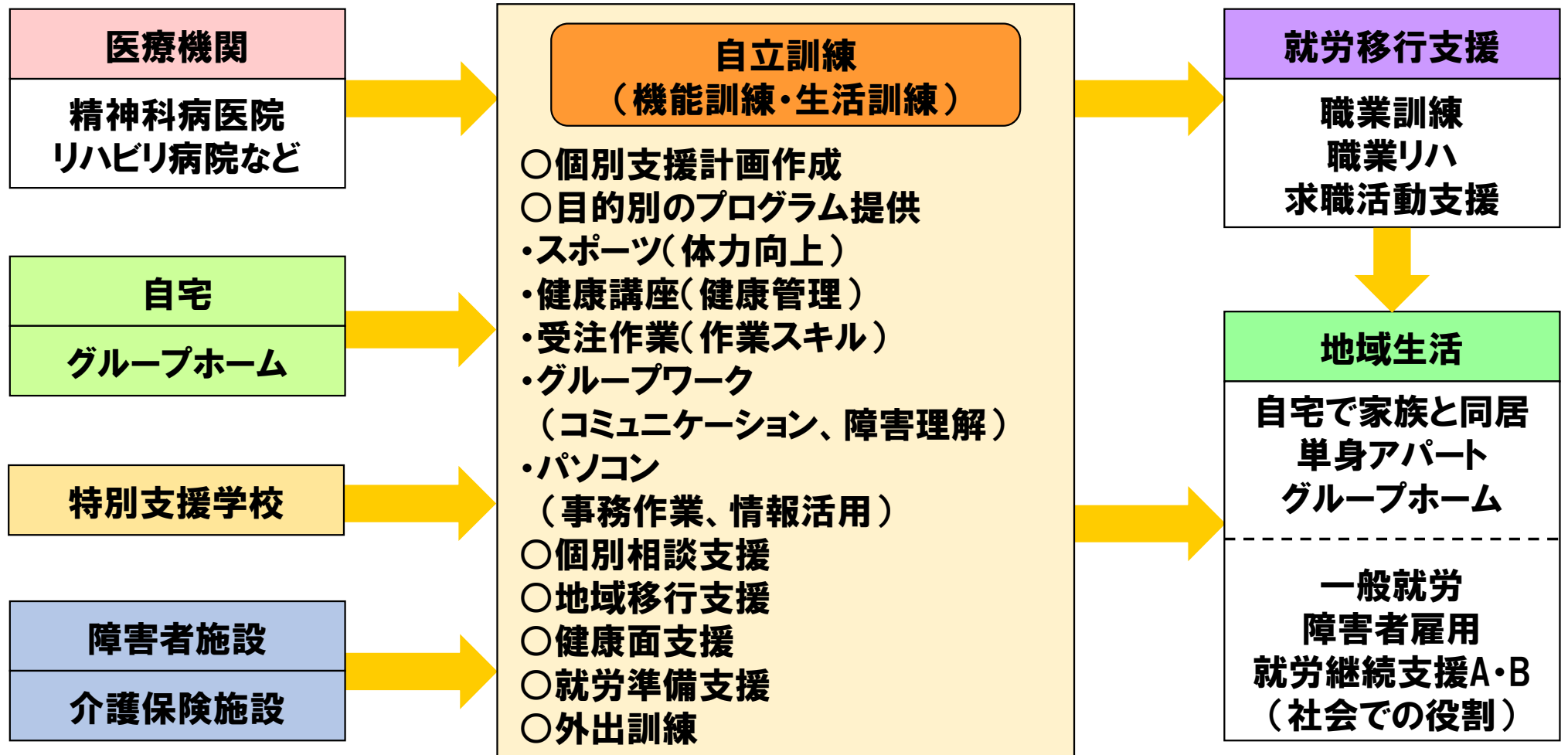
強度行動障害者地域移行特別加算

障害者支援施設等に1年以上入所していた強度行動障害を有する者に対して、地域で生活するために必要な相談援助等を強度行動障害支援者養成研修修了者等が実施した場合 300単位

○ 事業所数 230(国保連令和4年12月実績)

○ 利用者数 2,958(国保連令和4年12月実績)

自立訓練利用の流れ



段階的支援の例



就労経験が
あり社会生活を
継続していた方も多い

生活歴・職歴
治療やリハビリの経過
十分な情報収集

発症前の生活

脳血管疾
患や事故
など



急性期



回復期

医療リハ

自立訓練

退園後
の課題
と目標

社会リハ

プログラムの目的
支援目標と現状課題
の共有

具体的短期目標と
スモールステップ



目的は
社会参加の継続



セルフマネジメント

地域生活・就労

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定より

地域における自立した生活を送るための機能訓練・生活訓練の充実等

①社会生活の自立度評価指標(SIM)の活用と報酬上の評価(機能訓練・生活訓練)

標準化された支援プログラムの実施と社会生活の自立度評価指標(SIM)に基づく効果測定を行い、これらの内容を公表している事業所を評価する
※宿泊型自立訓練を除く

機能訓練[一部新設] リハビリテーション加算(Ⅰ) 48単位/日

＊頸髄損傷による四肢麻痺等の状態にある者又は現行の要件に加えてSIMを活用して評価を実施等した場合

生活訓練[一部新設] 個別計画訓練加算(Ⅰ) 47単位/日

＊現行の要件に加えてSIMを活用して評価を実施等した場合

SIM(Social Independence Measure):社会生活の自立度評価指標

障害者総合支援法における自立訓練(機能訓練・生活訓練)の利用者の社会生活の自立度を測るために開発されたもの
採点するにあたり、SIMマニュアルの理解が必要

SIM評価表

社会生活の自立度評価（SIM）

	項目		点数	
			利用時	終了前
維持する ための 社会生活 の項目	1. 健康管理	必須		
	2. 金銭管理	必須		
	3. 身の回りの管理	必須		
	4. 買い物（買い物先までの移動を除く）	必須		
	5. 家事活動（調理含まず）	選択		
	6. 調理	選択		
	7. 生活のセルフマネジメント	必須		
社会に 参加する ための 積極的 項目	8	（1）公共交通機関を利用した外出	1つを 選択	
		（2）自動車運転		
	9. 人間関係	必須		
	10. 仕事／学校	選択		
	11. 地域での余暇活動	必須		
	12. 日中活動	必須		
共通項目	13. 制度・サービス活用	必須		
合計（10～91）				

※除外項目は斜線

採点基準（以下は目安である。具体的には各項目の採点基準を参照）

自立	継続自立	7点	安定性や対応力が高い自立レベル
	自立	6点	現段階で自立している場合 （店員や窓口担当等に問い合わせる等、通常ある人的資源の活用を含む）
部分的な 支援が必要	見守り 限定した活動状態	5点	見守り、時々促し・助言が必要な状態 見守り等は必要ないが、限定的な活動となっている状態
	最小支援	4点	少しの支援を必要とする状態（75%以上自分で行う）
	中等度支援	3点	部分的に支援を必要とする状態（50%以上75%未満自分で行う）
全面的な 支援が必要	最大支援	2点	多くの支援を必要とする状態（25%以上50%未満自分で行う）
	全面支援	1点	殆どの支援を必要とする状態（25%未満しか自分で行えない）

※7点、6点は、自助具の活用や、自らが選択、利用、指示、調整して介助サービス等を利用する場合が含まれる。

※1点～4点の（）内の「自分で行う」も、自助具の活用、自らが選択、利用、指示、調整して介助サービス等を利用する場合が含まれる。なお、選択項目の「5. 家事活動」「6. 調理」は介助サービス等の利用は含まない。

※「〇%以上〇%未満」は、行っている項目の数や行えている程度の割合を基に総合的に判断する。

※実行状況の評価であるため、利用者の意思や意欲は大いに加味される。能力はあるが実行の意思が低く声かけが必要な場合も5以下となる。

SIM評価の 結果についてHPで公開

SIM評価マニ ュアルの掲載

社会福祉法人 千葉県身体障害者福祉事業団
千葉県千葉リハビリテーションセンター 043-291-1831

アクセス お問い合わせ サイトマップ

センターのご案内 | 診療科・部局紹介 | 千葉リハの取り組み | 採用情報 | 医療関係者の皆様

ホーム > 更生園（障害者支援施設） > 社会生活の自立度評価表 結果公表（Social Independence Measure）

全画面プリント 本文プリント

更生園（障害者支援施設）

ご利用の流れ

プログラムの紹介

更生園パンフレット

更生園からのお知らせ

福祉サービス 第三者評価について

自立訓練（機能訓練、生活訓練）の実態把握に関する調査研究

社会生活の自立度評価表 結果公表（Social Independence Measure）

社会生活の自立度評価表 結果公表（Social Independence Measure）

SIMとは

社会生活の自立度評価表（Social Independence Measure）略してSIMと呼ばれます。SIMは障害福祉サービスの自立訓練（機能訓練・生活訓練）事業における評価基準の指標として令和2～3年度厚生労働科学研究費補助金障害者政策総合研究事業の「障害者に対する社会リハビリテーション支援プログラム及びその評価手法開発に関する研究」の中で開発されました。自立訓練では様々な訓練プログラムや支援の中で身体・認知機能や生活能力の向上だけでなく、安定した地域生活や社会参加を目指して支援をしています。SIMは様々な視点・側面から地域生活や社会参加に繋がる能力の評価指標としていますので、自立訓練におけるアウトカムの評価として掲示させていただきます。

評価項目

1. 健康管理
2. 金銭管理
3. 身の回りの管理
4. 買い物（買い物先までの移動を除く）
5. 家事活動（調理含まず）
6. 調理
7. 生活のセルフマネジメント
8. 外出移動（1）公共交通機関を利用した外出
（2）自動車運転
9. 人間関係
10. 仕事／学校
11. 余暇活動
12. 日中活動
13. 制度・サービス活用

詳しくは「自立訓練事業所のためのSIMによる評価マニュアル」で検索

令和6年度の社会生活の自立度評価表（SIM）の結果公表は3カ月毎に更新
第1回 令和6年4月末現在 5月公開
第2回 4月～6月データ 7月更新
第3回 4月～9月データ 10月更新
第4回 4月～12月データ 1月更新
第5回 令和6年度データ（4月～3月） 令和7年4月公開

自立訓練（機能訓練事業）SIM

令和6年度 機能訓練事業 SIMの結果公開（令和6年6月末現在）（PDF ファイル 0.19MB）

②基本報酬の見直し(機能訓練、生活訓練)

機能訓練サービス費(Ⅰ)(通所による訓練を行った場合:定員20人以下の場合)	【現行】815単位/日【見直し後】819単位/日
機能訓練サービス費(Ⅱ)(訪問による訓練を行った場合:1時間以上の場合)	【現行】584単位/日【見直し後】606単位/日
機能訓練サービス費(Ⅱ)視覚障害者に対する専門的な訓練)	【現行】750単位/日【見直し後】779単位/日

生活訓練サービス費(Ⅰ)(通所による訓練を行った場合:定員20人以下の場合)	【現行】748単位/日【見直し後】776単位/日
生活訓練サービス費(Ⅱ)(訪問による訓練を行った場合:1時間以上の場合)	【現行】584単位/日【見直し後】606単位/日
生活訓練サービス費(Ⅲ)(視覚障害者に対する専門的訓練の場合)	【現行】750単位/日【見直し後】779単位/日

③ピアサポートの専門性の評価(機能訓練、生活訓練)

利用者の自立に向けた意欲の向上や、地域生活を続ける上での不安の解消等に資する観点から、ピアサポートの専門性を評価する

ピアサポート実施加算[新設] 100単位/日

各利用者に対し、一定の支援体制(※)のもと、ピアサポートを実施した場合に、当該支援を受けた利用者の数に応じ、各月単位で所定単位数を加算する

※障害者ピアサポート研修(基礎研修及び専門研修)を修了した障害者と管理者等を2名以上配置し、これらの者により各事業所の従業員に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていること

④支援の実態に応じた報酬の見直し(宿泊型自立訓練)

日中支援加算について、支援を提供した初日から評価する 【見直し後】支援の初日から加算可

⑤リハビリテーション職の配置基準の見直し(機能訓練)

人員配置基準を見直し、看護職員、理学療法士と作業療法士の他に言語聴覚士を加える

⑥提供主体の充実(機能訓練)

病院及び診療所並びに通所リハビリテーション事業所において、共生型サービス又は基準該当サービスの提供を可能とする

高次脳機能障害を有する者への支援に対する評価

高次脳機能障害を有する利用者が一定数以上であって、専門性を有する職員が配置されている通所サービスや居住サービスを評価する

高次脳機能障害者支援体制加算[新設] 41単位/日

＊高次脳機能障害を有する利用者が全体の利用者数の100分の30以上であって、高次脳機能障害支援者養成研修を修了した従業者を事業所に50:1以上配置した上で、その旨を公表している場合

自立訓練で大切にしたい視点

- 利用期限を意識して、計画を立案し実行する
- 必要な情報収集とアセスメントの重要性
- ニーズ、目標は変化する→個別支援計画の変更
(モニタリングの実施)
- スtrenグスに気づき、活かす
- 多職種協働での利用者支援
- 利用者自身のセルフケアマネジメントを目指す
- ゴールは社会参加の継続
- 相談支援専門員、地域関係機関との連携

